

無解約返戻金型定期保険 無配当

死亡・約款所定の高度障害状態に**一定期間備える**ことができます。

特徴 1 死亡されたとき、約款所定の高度障害状態になられたとき、保険金をお受け取りいただけます。

特徴 2 保険期間を通じて解約返戻金がありませんので、三井住友海上あいおい生命の**定期保険に比べて保険料が割安です。**

特徴 3 保険期間満了の際、**ご契約は自動的に更新され保障を継続**することができます。
※三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たす場合に限りです。

商品の概要(主契約) 保険金額：1,000万円 の場合



※具体的なお契約の内容(保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

保険金	お支払いできる場合(お支払事由)				
死亡保険金	死亡されたとき				
高度障害保険金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき				
保険期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年満了、50歳・55歳・60歳～80歳満了(更新あり)				
保険料払込期間	全期払	解約返戻金	なし	配当金	なし

※保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

※死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

主な取扱規定(主契約) ※ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

契約年齢範囲	15歳～75歳
保険金額	1,000万円～3億円
付加可能な特約	●災害割増特約 ●新傷害特約 ●リビング・ニーズ特約

裏面も必ずご確認ください。➡

主なご留意点

●自動更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新日（更新前のご契約の保険期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が80歳以上であるときには更新されません。
- 更新後のご契約の保険期間は、更新前と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。

●解約返戻金について

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

●保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - ・責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

■法人がご契約者となる場合の留意点

- ・法人向け保険商品は、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とする商品です。
- ・法人向け保険商品をお選びいただく際には、注意喚起文書「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。
- ・経理処理の際に必要な情報につきましては、「保険設計書」や、「保険証券」に同封の書類にてご確認ください。
- ・税務上の取扱いについては、2024年9月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、具体的な経理処理にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。

- ・ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ・このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<https://www.msa-life.co.jp>

PDF0243 2024.04.01 2024-A-0680(2025.3.2)